

○伊達市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例

昭和48年10月1日

条例第30号

**改正** 昭和53年11月30日条例第37号  
昭和57年12月29日条例第26号  
昭和59年9月27日条例第17号  
昭和59年12月13日条例第21号  
平成6年3月28日条例第8号  
平成6年12月26日条例第31号  
平成7年9月25日条例第21号  
平成9年6月25日条例第15号  
平成10年3月26日条例第9号  
平成10年6月23日条例第21号  
平成11年3月24日条例第11号  
平成12年3月29日条例第18号  
平成12年12月20日条例第56号  
平成13年3月27日条例第11号  
平成14年9月27日条例第19号  
平成15年3月26日条例第13号  
平成16年6月23日条例第21号  
平成17年3月24日条例第9号  
平成17年12月22日条例第83号  
平成18年3月22日条例第11号  
平成18年9月25日条例第39号  
平成19年3月22日条例第5号  
平成20年3月24日条例第2号  
平成20年6月16日条例第24号  
平成21年3月19日条例第11号  
平成22年3月18日条例第11号  
平成24年3月21日条例第3号  
平成26年6月24日条例第17号

(目的)

**第1条** この条例は、重度心身障がい者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し、医療費の一部を助成することにより、保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「重度心身障がい者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であつて、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表に掲げる1級、2級又は3級（心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障がいに限る。）に該当する者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター又は精神科を標ぼうする医療機関の医師において重度の知的障がい（知能指数がおおむね35以下であること。ただし、肢体不自由、盲、ろうあ等の障がいがある場合は、おおむね50以下であつて、日常生活において介護が必要であること。）と判定され、又は診断された者
- (3) 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（以下「精神障がい者」という。）であつて、精神保健福祉法施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に掲げる1級に該当する者

2 この条例において「ひとり親家庭等の母又は父及び児童」の「母」、「父」及び「児童」とは、次の各号に該当する者をいう。

- (1) 「母」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者を扶養又は監護している者
  - イ 18歳に達する日の属する年度の末日の翌日から20歳に達する日の属する月の末日までの間にある者を扶養している者
- (2) 「父」とは、父子家庭であつて、ひとり親家庭等の母に準ずる男子をいう。
- (3) 「児童」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア ひとり親家庭等の母又は父に現に扶養され、若しくは監護され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者（引き続いて特別支援学校の高等部（専攻科を除く。）に在学する者にあつては、在学する期間を含む。）
  - イ ひとり親家庭等の母又は父に現に扶養され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達する日の属する年度の末日の翌日から20歳に達する日の属する月の末日までの間にある者

3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）

4 この条例において「医療費」とは、第3条に規定する対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）と当該疾病又は負傷について法令等の規定により国又は地方公共団体等の負担による医療に関する給付が行われたときの給付額とを合算した額が、当該医療に要する費用の額に満たないときに、その満たない額に相当する額をいう。

5 この条例において「一部負担金」とは、規則で定める一部負担金をいう。

6 この条例において「基本利用料」とは、高確法第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。

7 この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

8 この条例において「生活療養標準負担額」とは、健康保険法第85条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

9 この条例において「附加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者、組合員若しくは加入者の一部負担金に相当する額の範囲内において附加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により附加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により一部負担金の割合を減じられた場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

（助成の対象者）

**第3条** この条例により医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する者又は国民健康保険法第116条の2の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者とされた者で、医療保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者である重度心身障がい者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除くものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者

若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している者

(3) 重度心身障がい者で、次のいずれかに該当する者

ア 所得の額が、規則で定める額以上であること。

イ 重度心身障がい者の生計を主として維持する配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）の所得の額が、規則で定める額以上であること。

ウ 65歳以上で高確法の規定による医療を受けていない者、または、同法の規定による医療を受けている場合においては、規則に掲げる者及び高確法第67条第1項第2号に掲げる者以外の者

エ 医療保険各法において高確法の医療給付と同等の給付が受けられる者については当該医療を受けることができる間

(4) ひとり親家庭等の母又は父及び児童で、次のいずれかに該当する者

ア ひとり親家庭等の母又は父の所得の額が、規則で定める額以上であること。

イ ひとり親家庭等の母又は父の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。

ウ 両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている児童の養育者（以下「養育者」という。）の所得の額が、規則で定める額以上であること。

エ 養育者の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。

(助成の範囲)

**第4条** 市長は、対象者に係る医療費（重度心身障がい者のうち精神障がい者にあつては入院に係るものを除き、ひとり親家庭等の母又は父の場合は入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）から対象者が負担すべき一部負担金、基本利用料、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び附加給付される額を控除して得た額を対象者に助成する。

2 市長は、一部負担金及び基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

(受給者証の交付申請)

**第5条** 対象者が、医療費の助成を受けようとするときは、申請書を市長に提出するものとする。

(受給者証の交付)

**第6条** 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、医療の助成を受ける資格があると認めたときは、当該申請者に対し、受給者証を交付するものとする。

(受給者証の提示)

**第7条** 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、医療保険各法に規定する保険医療機関、指定訪問看護事業者又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に受給者証を提示するものとする。

(助成の方法)

**第8条** 医療費の助成は、市長がその額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

2 市長は、特に必要であると認めたときは、前項の規定にかかわらず、受給者に支払うことにより行うことができる。

(資格の喪失)

**第9条** 受給者が、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日から受給資格を失うものとする。

(1) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(届出の義務)

**第10条** 受給者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 前条第1号に該当するとき。

(3) 受給者に適用されている医療保険各法の種類、被保険者証、組合員証若しくは加入者証の記号若しくは番号又は保険者の名称若しくは住所に変更があったとき。

2 前条第2号に該当するときは、受給者の親族又は同居者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

**第11条** 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成額の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

**第12条** この条例による助成を受ける権利は、これを他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

**第13条** 市長は、偽りその他不正の行為によってこの条例による助成を受けた者があるときは、その者から、当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる

(委任)

**第14条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

(大滝村の編入に伴う経過措置)

2 大滝村の編入の日前に、大滝村重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和53年大滝村条例第25号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当

規定によりなされたものとみなす。

**附 則**（昭和53年11月30日条例第37号）

この条例は、昭和54年1月1日から施行する。

**附 則**（昭和57年12月29日条例第26号）

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

**附 則**（昭和59年9月27日条例第17号）

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

**附 則**（昭和59年12月13日条例第21号）

この条例は、昭和60年1月1日から施行する。

**附 則**（平成6年3月28日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成6年12月26日条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

（標準負担額に関する経過措置）

2 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間は、この条例による改正後の伊達市重度心身障害者及び母子家庭等医療費の助成に関する条例第4条中「標準負担額」とあるのは「600円（健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額）」とする。

**附 則**（平成7年9月25日条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（助成の対象者に関する経過措置）

2 この条例による改正後の伊達市重度心身障害者及び母子家庭等医療費の助成に関する条例第3条の規定は、平成7年7月1日以後に本市が行う国民健康保険の被保険者とされた者について適用する。

**附 則**（平成9年6月25日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成10年3月26日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、平成10年1月1日から適用する。

**附 則**（平成10年6月23日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

**附 則**（平成11年3月24日条例第11号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年3月29日条例第18号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年12月20日条例第56号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

**附 則**（平成13年3月27日条例第11号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、第2条第2項第2号イ及び第3条の改正規定は、平成13年10月1日から施行する。

**附 則**（平成14年9月27日条例第19号）

この条例は、平成14年10月1日から施行し、施行日前に受けた医療にかかる医療費については、なお従前の例による。

**附 則**（平成15年3月26日条例第13号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**（平成16年6月23日条例第21号抄）

（施行期日）

- 1 この条例中（中略）第2条の規定は平成16年10月1日（中略）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成17年3月24日条例第9号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17年12月22日条例第83号）

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

**附 則**（平成18年3月22日条例第11号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年9月25日条例第39号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

**附 則**（平成19年3月22日条例第5号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年3月24日条例第2号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年6月16日条例第24号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

**附 則**（平成21年3月19日条例第11号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年3月18日条例第11号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年3月21日条例第3号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年6月24日条例第17号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。